五　加給年金額の対象者となるべき者が特例年金政令第二十二条において準用する厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する同法第四十六条第六項に規定する年金（以下「加給調整対象年金」という。）のうちその全額につき支給を停止されているもの以外のものの支給を受けることができるときは、当該年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日並びにその年金証書の記号及び番号（当該年金について請求中である場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した年月日）

六　請求者が、特例年金給付、他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付、廃止前農林共済法若しくは廃止前旧制度農林共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付を受けることができるときは、当該年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日並びにその年金証書の記号及び番号（当該年金について請求中である場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した年月日）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　戸籍抄本

二　厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に該当することを証明する書類

三　障害の状態に関する診断書及び初診日を明らかにすることができる書類

四　加給年金額の対象者となるべき者があるときは、その者の戸籍抄本及びその者が請求者によって生計を維持していることを証明する書類

五　加給年金額の対象者となるべき者が請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあるときは、その事実を証明する書類

六　加給年金額の対象者となるべき者が加給調整対象年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その年金証書の写し（当該年金について請求中である場合には、その事実を証明する書類）

七　前項第六号に掲げる場合に該当するときは、その年金証書の写し（当該年金について請求中である場合には、その事実を証明する書類）

（特例障害農林年金の額の改定の請求）

**第三十五条**　特例年金政令第二十二条において準用する厚生年金保険法第五十二条第二項及び第三項の規定により特例障害農林年金の額の改定の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を存続組合に提出しなければならない。

一　請求者の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　特例障害農林年金の年金証書番号

三　改定の事由

四　加給年金額の対象者となるべき者があるときは、前条第一項第四号及び第五号に掲げる事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　障害の状態に関する診断書

二　加給年金額の対象者となるべき者があるときは、前条第二項第四号から第六号までに掲げる書類

（削る）